

## 指定短期入所生活介護事業重要事項説明書

＜令和7年1月1日 現在＞

### 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- ・ 担当 生活相談員 杉山和之
- ・ 受付時間 月～金曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時30分まで
- ・ 電話番号 0276-20-1200

\* ご不明な点は、お気軽にお申し付けください

### 2. ショートステイ愛の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイ愛
所在地	群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1
短期入所生活介護	介護保険事業所番号 1073100347

#### (2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		同一敷地内他事業所管理者兼務	1名(1)
医師			1名(1)		1名(1)
生活相談員	社会福祉士	1名(1)			1名(1)
栄養士	栄養士	1名( )		兼務	1名(1)
機能訓練指導員	理学療法士	1名( )			1名( )
介護支援専門員	介護支援専門員				名( )
調理職員	調理師	3名(1)	1名( )		4名(1)
事務員		1名( )		兼務	1名( )
介護・看護職員	看護師・准看護師	3名( )			3名( )
	介護福祉士	14名(7)			14名(7)
	ヘルパー1～2級・介護職員初任者研修・介護職員基礎研修課程修了者・実務者研修・認知症介護基礎研修	1名( )			1名( )
	社会福祉主事				名( )
	その他			1名( )	1名( )

( ) 内は男性再掲 ※派遣職員含む

#### (3) 同施設の設備の概要

定員	43名	静養室	1室・1床	
居室	個室	26室 (1室13.80～17.60㎡)	医務室	1室
	2人部屋	4室 (1室29.59㎡)	食堂兼機能訓練室	2室
	3人部屋	3室 (1室33.88㎡)	面接室	1室
浴室	一般浴槽・リフト浴槽			
	特殊浴槽・個人浴槽			

### 3. サービスの内容

- ・ 居 室 3人居室（多床室）・2人居室（多床室）・個室
- ・ 食 事 基本として、食堂にておとりいただきます。  
朝 食 7時40分から  
昼 食 12時から  
夕 食 18時から
- ・ 入 浴 週に2回の入浴が出来るようにしておりますが、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。  
又、必要に応じて個人浴槽で入浴していただけます。
- ・ 介 護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。  
入浴、着替え、排泄、食事、歯磨き(口腔ケア)等の介助  
おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添 等
- ・ 機能訓練 食堂兼機能訓練室等にて機能訓練を行います。
- ・ 生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談  
できます。
- ・ 健康管理 当施設では、短期入所生活介護の利用初日に健康チェックを行います。  
また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
- ・ 特別食の提供 当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。  
詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
- ・ 理美容サービス 当施設では毎週木曜日に理美容サービスを実施しております。  
料金は別途かかります。
- ・ レクリエーション 当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の  
行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもござい  
ます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

### 4. その他のサービス

#### 介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。なお、下記のホームページから検索いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

### 5. 利用料金

ご利用者の要介護状態に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額と食費及び居住費の合計金額となります。(利用料金はご利用者の負担割合や要介護によって異なります。)

介護保険給付の支払限度額を超えた場合は、全額ご利用者負担となります。また、短期入所サービスの連続した利用は30日までとされており、連続30日を超える利用は保険給付の対象とはならないため、全額ご利用者負担となります。

(31日目が自己負担となった場合、32日目からは第1日目として再カウントとなります。)

大泉町の地域区分は「その他」となり、1単位の単価は10,000円です。

#### (1) 単独型短期入所生活介護(1日あたり)

##### ①従来型個室・多床室基本単価(単位:単位数)

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価	645	715	787	856	926

②長期利用者減算(30単位)(単位:単位数)

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価 (31日～60日)	615	685	757	826	896

③長期利用の適正化(単位:単位数)

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
長期利用者減算 (61日以降)	589	659	732	802	871

(2) 短期入所生活介護加算部分(単位:単位数)

加算条件を事業所が満たした場合のみの算定となります。

加算名	単位数	
①送迎加算	184単位/片道	
②療養食加算(医師の指示により提供された場合)	8単位/食	
③看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	
④看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	
⑤緊急短期受入加算	90単位/日	
⑥機能訓練体制加算	12単位/日	
⑦個別機能訓練加算	56単位/日	
⑧看取り連携体制加算	64単位/日	
⑨生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100単位/月
	(Ⅱ)	10単位/月
⑩サービス提供強化加算	(Ⅰ)	22単位/日
	(Ⅱ)	18単位/日

※⑧は、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度。

※⑨⑩は、(Ⅰ)か(Ⅱ)のいずれかが該当する方が加算されます。

⑪ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
------------------	--------------------

(3) その他の利用料金(1日あたり)(単位:円)

居住費(滞在費)	従来型個室	1,231円
	多床室	915円

食事提供費	1,620円/日	
	(朝食390円・昼食640円・夕食590円)	

特別食	メニューによって異なりますのでその都度相談いたします
-----	----------------------------

理美容費(パーマは別料金)	2,000円～3,000円/回
---------------	-----------------

その他	レク、行事等の費用等は自己負担となる場合があります
-----	---------------------------

(4) 特定入所者介護サービス費(補足給付)に係る基準費用額及び自己負担限度額

給付を受ける際には「介護保険負担限度額認定証」を提出して下さい。

施設サービスを利用する場合、所得が低い方に対して、所得等に応じて自己負担の限度額が設けられています。「特定入所者介護サービス費」の給付を受けるには、保険者への申請が必要となります。自己負担限度額については介護保険負担限度額認定証に記載されております。

介護保険給付の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

- ①基準費用額②特定入所者介護サービス費における自己負担額(1日あたり)(単位:円)  
●居住費(滞在費)

	基準費用額				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1,231円	380円	480円	880円	880円
多床室	915円	0円	430円	430円	430円

(5) 社会福祉法人による利用者負担の減額

減免を受ける際には「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提出して下さい。  
社会福祉法人による利用者負担の減額制度があり、利用者の収入や世帯状況、利用負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認められる場合、軽減措置が受けられます。  
減免を受けるには保険者への申請が必要となります。

(6) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止し退所する場合、原則としていただきませんなるべく早めにご連絡ください。

(7) 利用の中止

利用途中にサービスを中止する場合、退所日までの日数を基に計算します。

- \*以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
- ・利用者が途中退所を希望した場合
  - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
  - ・利用中に体調が悪くなった場合
  - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(8) 支払方法

短期入所生活介護の利用料については、月末締め翌月に請求書をお渡しいたしますので請求月内にお支払ください。お支払方法は、窓口支払い、銀行振込のいずれかとなります。

## 6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援と認定された場合

(3) その他

利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。契約終了後の予約は無効となります。

## 7. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営む事ができるよう、次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期するものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等、サービス目標を盛り込んだ居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである食事については、その嗜好にそったメニュー作りと共にゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 「ホームページ」については、一層の内容の充実に努め、施設情報の開示を積極的に進め開かれた施設運営を目指します。
- ⑤ 「やさしさと思いやりの心で」を介護理念として、利用者の方々が、健全で生き甲斐のある生活が送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

### (2) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

### (3) サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題などについて、第三者の観点から評価を行っている。

実 施 状 況	無	
実施機関名		

- ・ 面会 …… 現在、感染症等の状況により、原則予約制としています。また面会の時間等を制限しております。詳しくはお問い合わせください。
- ・ 外出 …… 原則として自由ですが、外出日前日までに施設に届け出てください。
- ・ 飲酒、喫煙 …… 施設において定めた場所であれば結構です。
- ・ 設備、器具の利用 …… 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・ 所持品の持ち込み …… 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・ 施設外での受診 …… 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。（受診時の送迎はできません）
- ・ 宗教活動 …… 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ ペット …… 施設内でペットを飼うことはできません。

## 8. 緊急時の対応方法

- (1) ご利用者に容体の変化等があった場合は、かかりつけ医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

### ※ 緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電話番号	

※ 当事業所の協力病院

協力医院及び病院	所在地	診療科目	病床数	施設からの距離
みづほクリニック	邑楽郡大泉町西小泉5-9-22	内科・神経内科		同一敷地内
太田記念病院	太田市大島町455-1	内科・外科・皮膚科他	400床	7.2 km

(2) 事故発生時の対応について

- ① 当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに県並びに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- ③ 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

- \*群馬県 介護高齢課 (027-226-2569)
- \*大泉町役場 高齢介護課 (0276-62-2121)
- \*太田市役所 介護サービス課 (0276-47-1939)
- \*邑楽町役場 健康福祉課 (0276-88-5511)
- \*千代田町役場 住民福祉課 (0276-86-7000)

※下記の損害賠償保険に加入しています。

- <保障の概要> 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (施設の損害補償)
- <保険会社名> 損害保険ジャパン 日本興亜株式会社
- <保険名> 損害責任保険

## 9. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するためために次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています  
 虐待防止に関する 責任者 管理者 天笠 成昭  
 担当者 生活相談員 杉山 和之
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

## 10. 身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは利用者並びに身元引受人に対して説明し、同意を得た上で次に掲げる事に留意して必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時・時間・理由・及び様態について記録を行います。又、事業所として身体拘束廃止に向けた取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶと考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

## 11. 秘密保持について

- (1) 事業所及びサービス従事者は、短期入所サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者に関する情報提供する際には、特別な場合を除き本書をもって同意を得たものとして、利用者または利用者の家族の個人情報を用いることが出来るものとします。

## 12. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応     ・・・ 別に定める防災応急計画に基づき、自衛消防組織及び地域防災協力員により初動対応を行います。
- (2) 防災設備         ・・・ 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- (3) 防災訓練         ・・・ 総合訓練（夜間想定を含む）は9月と3月、部分訓練は必要に応じ実施します。  
また、訓練については地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- (4) 防火管理者     ・・・ 管理者 天 笠 成 昭

## 13. 衛生管理等

- (1) 事業所は施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 14. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当  
責任者 管理者         天笠 成昭                   電話     0 2 7 6 - 2 0 - 1 2 0 0  
担当者 生活相談員     杉山 和之

### (2) その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 群馬県国民健康保険団体連合会 | (0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3) |
| 大泉町役場 高齢介護課    | (0 2 7 6 - 6 2 - 2 1 2 1) |
| 太田市役所 介護サービス課  | (0 2 7 6 - 4 7 - 1 9 3 9) |
| 邑楽町役場 健康福祉課    | (0 2 7 6 - 8 8 - 5 5 1 1) |
| 千代田町役場 住民福祉課課  | (0 2 7 6 - 8 6 - 7 0 0 0) |



令和 年 月 日

短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1  
名称 ショートステイ愛 印

説明者 所属 ショートステイ愛  
氏名 杉山和之 印

私は、上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住所  
氏名 印

身元引受人 住所  
(代理人) 氏名 印  
続柄

## 指定介護予防短期入所生活介護事業重要事項説明書

＜令和7年1月1日 現在＞

### 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- ・ 担 当 生活相談員 杉山和之
- ・ 受付時間 月～金曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時30分まで
- ・ 電話番号 0276-20-1200

\* ご不明な点は、お気軽にお申し付けください

### 2. ショートステイ愛の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイ愛
所在地	群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1
短期入所生活介護	介護保険事業所番号 1073100347

#### (2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名(1)		同一敷地内他事業所管理者兼務	1名(1)
医師			1名(1)		1名(1)
生活相談員	社会福祉士	1名(1)			1名(1)
栄養士	栄養士	1名( )		兼務	1名(1)
機能訓練指導員	理学療法士	1名( )			1名( )
介護支援専門員	介護支援専門員				名( )
調理職員	調理師	3名(1)	1名( )		4名(1)
事務員		1名( )		兼務	1名( )
介護・看護職員	看護師・准看護師	3名( )			3名( )
	介護福祉士	14名(7)			14名(7)
	ヘルパー1～2級・介護職員初任者研修・介護職員基礎研修課程修了者・実務者研修・認知症介護基礎研修	1名( )			1名( )
	社会福祉主事				名( )
	その他			1名( )	1名( )

( ) 内は男性再掲 ※派遣職員含む

#### (3) 同施設の設備の概要

定員	43名	静養室	1室・1床	
居室	個室	26室 (1室13.80～17.60㎡)	医務室	1室
	2人部屋	4室 (1室29.59㎡)	食堂兼機能訓練室	2室
	3人部屋	3室 (1室33.88㎡)	面接室	1室
浴室	一般浴槽・リフト浴槽			
	特殊浴槽・個人浴槽			

### 3. サービスの内容

- ・ 居 室 3人居室（多床室）・2人居室（多床室）・個室
- ・ 食 事 基本として、食堂にておとりいただきます。  
朝 食 7時40分から  
昼 食 12時から  
夕 食 18時から
- ・ 入 浴 週に最低2回入浴していただけます。  
ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。  
又、必要に応じて個人浴槽で入浴していただけます。
- ・ 介 護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。  
入浴、着替え、排泄、食事、歯磨き（口腔ケア）等の介助  
おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等
- ・ 機能訓練 食堂兼機能訓練室等にて機能訓練を行います。
- ・ 生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談  
できます。
- ・ 健康管理 当施設では、短期入所生活介護の利用初日に健康チェックを行います。  
また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
- ・ 特別食の提供 当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。  
詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。
- ・ 理美容サービス 当施設では毎週木曜日に理美容サービスを実施しております。  
料金は別途かかります。
- ・ レクリエーション 当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の  
行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもござい  
ます。詳しくは職員にお尋ね下さい。

### 4. その他のサービス

#### 介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。  
公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出下さい。

なお、下記のホームページから検索いただけます。

《 群馬県介護サービス情報の公表URL 》

<http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp>

### 5. 利用料金

ご利用者の要介護状態に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額と食費及び居住費の合計金額となります。（利用料金はご利用者の負担割合や要介護によって異なります。）

介護保険給付の支払限度額を超えた場合は、全額ご利用者負担となります。また、短期入所）サービスの連続した利用は30日までとされており、連続30日を超える利用は保険給付の対象とはならないため、全額ご利用者負担となります。

（31日目が自己負担となった場合、32日目からは第1日目として再カウントとなります。）

大泉町の地域区分は「その他」となり、1単位の単価は10,000円です。

(1) 単独型短期入所生活介護（1日あたり）

①従来型個室・多床室基本単価(単位：単位数)

区分	要支援1	要支援2
基本単価	479	596

②長期利用の適正化(単位：単位数)

区分	要支援1	要支援2
長期利用者減算適用後 (31日～)	442	548

(2) 短期入所生活介護加算部分(単位：単位数)

加算名		単位数
①送迎加算		184単位/片道
②療養食加算(医師の指示により提供された場合)		8単位/食
③機能訓練体制加算		12単位/日
④個別機能訓練加算		56単位/日
⑤生産性向上推進体制加算	(I)	100単位/月
	(II)	10単位/月
⑩サービス提供強化加算	(I)	22単位/日
⑥サービス提供強化加算	(I)	22単位/日
	(II)	18単位/日

※⑤⑥は、(I)か(II)のいずれかが該当する方が加算されます。

⑦介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
-----------------	--------------------

※(2)の加算については、加算条件を事業所が満たした場合のみの算定となります。

(3) その他の利用料金(1日あたり) (単位：円)

居住費(滞在費)	従来型個室	1,231円
	多床室	915円

食事提供費	1,620円/日
	(朝食390円・昼食640円・夕食590円)

特別食	メニューによって異なりますのでその都度相談いたします
-----	----------------------------

理美容費(パーマは別料金)	2,000円～3,000円/回
---------------	-----------------

その他	レク、行事等の費用等は自己負担となる場合があります
-----	---------------------------

- (4) 特定入所者介護サービス費（補足給付）に係る基準費用額及び自己負担限度額  
給付を受ける際には「介護保険負担限度額認定証」を提出して下さい。

施設サービスを利用する場合、所得が低い方に対して、所得等に応じて自己負担の限度額が設けられています。「特定入所者介護サービス費」の給付を受けるには、保険者への申請が必要となります。自己負担限度額については介護保険負担限度額認定証に記載されております。

介護保険給付の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

- ①基準費用額②特定入所者介護サービス費における自己負担額(1日あたり) (単位：円)  
●居住費(滞在費)

	基準費用額				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1, 231円	380円	480円	880円	880円
多床室	915円	0円	430円	430円	430円

- (5) 社会福祉法人による利用者負担の減額

減免を受ける際には「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提出して下さい。

社会福祉法人による利用者負担の減額制度があり、利用者の収入や世帯状況、利用負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると認められる場合、軽減措置が受けられます。

減免を受けるには保険者への申請が必要となります。

- (6) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止し退所する場合、原則としていただきませんなるべく早くめにください。

- (7) 利用の中止

利用途中にサービスを中止する場合、退所日までの日数を基に計算します。

\*以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が途中退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

- (8) 支払方法

短期入所生活介護の利用料については、月末締め翌月に請求書をお渡しいたしますので請求月内にお支払いください。お支払方法は、窓口支払い、銀行振込のいずれかとなります。

## 6. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※**居室サービス計画**の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要介護と認定された場合

(3) その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。契約終了後の予約は無効となります。

## 7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営む事ができるよう、次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期するものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、介護サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等、サービス目標を盛り込んだ居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである食事については、その嗜好にそったメニュー作りと共にゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 「ホームページ」については、一層の内容の充実に努め、施設情報の開示を積極的に進め開かれた施設運営を目指します。
- ⑤ 「やさしさと思いやりの心で」を介護理念として、利用者の方々が、健全で生き甲斐のある生活が送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最善をつくします。

(2) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

(3) サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題などについて、第三者の観点から評価を行っている。

実 施 状 況	無	
実施機関名		

(4) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 . . . 面会時間は自由ですが、午後8時から午前8時の間はご遠慮願います。面会カードには必ず記帳して下さい。
- ・外出 . . . 原則として自由ですが、外出日前日までに施設に届け出て下さい。
- ・飲酒、喫煙 . . . 施設において定めた場所であれば結構です。
- ・設備、器具の利用 . . . 本来の用途に従って自由に利用できます。
- ・所持品の持ち込み . . . 日常生活に必要な最小限度内のものとさせていただきます。
- ・施設外での受診 . . . 希望や必要に応じて施設外でも受診することもできます。(受診時の送迎はできません)
- ・宗教活動 . . . 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。
- ・ペット . . . 施設内でペットを飼うことはできません。

8. 緊急時の対応方法

(1) ご利用者にご容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力医院及び病院	所在地	診療科目	病床数	施設からの距離
みづほクリニック	邑楽郡大泉町西小泉5-9-22	内科・神経内科		同一敷地内
太田記念病院	太田市大島町455-1	内科・外科・皮膚科他	400床	7,2 km

※ 緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	

(2) 事故発生時の対応について

- ① 当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに県並びに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- ③ 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

- \*群馬県 介護高齢課 (027-226-2569)
- \*大泉町役場 高齢介護課 (0276-62-2121)
- \*太田市役所 介護サービス課 (0276-47-1939)
- \*邑楽町役場 健康福祉課 (0276-88-5511)
- \*千代田町役場 住民福祉課 (0276-86-7000)

※下記の損害賠償保険に加入しています。

- <保障の概要> 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (施設の損害補償)
- <保険会社名> 損害保険ジャパン 日本興亜株式会社
- <保険名> 損害責任保険

## 9. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するためために次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 天 笠 成 昭 電話 0 2 7 6 - 2 0 - 1 2 0 0  
生活相談員 杉 山 和 之

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしております。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

## 10. 身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは利用者並びに身元引受人に対して説明し、同意を得た上で次に掲げる事に留意して必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時・時間・理由・及び様態について記録を行います。又、事業所として身体拘束廃止に向けた取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶと考えられる場合。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合

(3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

## 11. 秘密保持について

(1) 事業所及びサービス従事者は、短期入所サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務本契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身等に関する情報を提供できるものとします。

(3) 事業者は、利用者に関する情報提供する際には、特別な場合を除き本書をもって同意を得たものとして、利用者または利用者の家族の個人情報を用いることが出来るものとします。

## 12. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応     ・ ・ ・ 別に定める防災応急計画に基づき、自衛消防組織及び地域防災協力員により初動対応を行います。
- (2) 防災設備         ・ ・ ・ 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報設備・その他
- (3) 防災訓練         ・ ・ ・ 総合訓練（夜間想定を含む）は9月と3月、部分訓練は必要に応じ実施します。  
また、訓練については地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- (4) 防火管理者     ・ ・ ・ 管理者 天 笠 成 昭

## 13. 衛生管理等

- (1) 事業所は施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

## 14. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当  
担当 管理者           天 笠 成 昭       電話   0 2 7 6 - 2 0 - 1 2 0 0  
      生活相談員       杉 山 和 之

### (2) その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- 群馬県国民健康保険団体連合会   (0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3)
- 大泉町役場 高齢介護課           (0 2 7 6 - 6 2 - 2 1 2 1)
- 太田市役所 介護サービス課       (0 2 7 6 - 4 7 - 1 9 3 9)
- 邑楽町役場 健康福祉課           (0 2 7 6 - 8 8 - 5 5 1 1)
- 千代田町役場 住民福祉課課       (0 2 7 6 - 8 6 - 7 0 0 0)



令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-1  
名称 ショートステイ愛 印

説明者 所属 ショートステイ愛

氏名 杉山和之 印

私は、上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住所  
氏名 印

身元引受人 住所  
(代理人) 氏名 印  
続柄